

学校法人京都成安学園役員報酬規程

制定日 平成 4年 2月 1日

最終改正施行日 令和 3年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都成安学園寄附行為第35条の3の規定に基づき、学校法人京都成安学園（以下、「本法人」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬額の算定方法)

第2条 役員報酬の算定方法及び支給額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定に関わらず、理事会の決議により、無報酬もしくは減額して支給することができる。

(手当)

第3条 役員に対する手当は、当該役員が、学校法人京都成安学園管理運営規程（以下、「管理運営規程」という。）第8条第1項に定める本法人の職員として、学校法人京都成安学園職員給与規程（以下、「職員給与規程」という。）の定めに基づいて支給される手当（職員給与規程第8条第1項及び第2項に定める管理職手当及び職務手当を除く）を除いて、これを支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 役員報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、当日が金融機関の休業日に当たるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

- 2 前項の定めに関わらず、理事長は、支給日を別に定めることができる。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第4条の2 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(退職金の支給)

第5条 役員に対する退職金は、当該役員が、管理運営規程第8条第1項に定める本法人の職員として、学校法人京都成安学園退職金支給規程の定めに基づいて支給される退職金を除いて、これを支給しない。

(費用)

第6条 役員が出張した場合の旅費は、学校法人京都成安学園旅費規程に基づき支給する。

2 管理運営規程第8条第1項に定める本法人の職員としての身分を有する者を除く役員が、理事会及び臨時に設置される委員会等に出席した場合の旅費は別に定める。

3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第6条の2 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるものとする。

(公表)

第6条の3 本法人は、この規程をもって、私立学校法（昭和24年法律第270号）第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成4年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月7日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月28日から改正施行する。

附 則

- 1 別表を改正する。
- 2 この規程は、学校法人京都成安学園諸規程管理規程第9条の2の定めに基づき、平成29年6月1日から改正施行する。

附 則

- 1 別表を改正する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

別表（第2条関係）

1 役員報酬

単位 円

| 役職名 | 常勤役員の報酬額 | | 非常勤役員の報酬額 | |
|-------------------|--|---------|-----------|---------|
| | 年額 | 月額 | 年額 | 月額 |
| 理事長 | 年額 2,000,000 円（月額約 166,666 円）～年額 15,000,000 円（月額 1,250,000 円）の範囲内で理事会において決議して決定する。 | | | |
| 職員でない専務理事 | 4,800,000 | 400,000 | 2,400,000 | 200,000 |
| 職員である専務理事 | 1,200,000 | 100,000 | — | — |
| 職員でない理事のうち 大学長 | 年額 10,000,000 円(月額 833,333 円)～年額 12,000,000 円(月額 1,000,000 円)の範囲内で理事会において決議して決定する。 | | — | — |
| 職員でない理事 | — | — | 960,000 | 80,000 |
| 職員である理事 | 456,000 | 38,000 | — | — |
| 監事 | 2,400,000 | 200,000 | 1,800,000 | 150,000 |

注1 職員でない理事はすべて非常勤役員とする。

注2 上表の規定にかかわらず、理事会の決議により、減額して支給することができる。

注3 上表の規定にかかわらず、理事会の決議により、無報酬とすることができる。

注4 非常勤役員のうち監事については、週2日程度の勤務を原則とする。

2 役員報酬月額の算定方法

役員報酬月額は、第4条第2項に基づいて理事長が別に定める場合を除いて、年額を12月で除した金額とする。但し、端数が生じる場合は、最終支給月で調整するものとする。

3 職員である理事の本俸額の取り扱い

- (1) 本俸の号俸は、理事の任期中（重任した場合も同じ。）に職員として定年年齢に達する年度を除いて、理事の任期中は、理事就任の前年度に適用していた号俸に固定する。
- (2) 当該任期が満了した年度の翌年度の本俸の号俸並びに理事の任期中（重任した場合も同じ。）に職員として定年年齢に達する場合の定年年齢に達する年度の本俸の号俸は、当該任期中の各年度1号俸昇給した号俸を基本とし、理事長は理事としての評価に基づいて、これに号俸を加えもしくはこれから号俸を減らすことができる。
- (3) 理事として重任した場合、重任後の1年目は（2）の方法によって定めた本俸号俸を適用するものとし、当該任期中は、職員として定年年齢に達する年度を除いて、その号俸に固定する。